## セキュリティトークンの貸借取引 制度要綱

項目	内容	備考
I 取引制度	・大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下、「当社」といいます。)は、当社のセキュリテ	
	ィトークン市場「START」(以下「START」といいます。)の取引参加者およびその顧客が、セ	
	キュリティトークン(以下、「ST」といいます。)の貸借取引(以下、「ST 貸借取引」といいま	
	す。)を行うための取引制度を以下のとおり整備します。	
	・今回の ST 貸借取引は、START における DLP(Designated Liquidity Provider:流動性提供	
	業者)のマーケットメイク機能、特に売り方対応を強化するべく ST の貸出しに焦点を置き、市	
	場の流動性向上に資することを目的としています。よって、貸出者はプライマリーでの募集段	
	階で一定数量引き受けた者(いわゆる親引けを受けた者)などを、借入者は DLP を想定してお	
	り、基本的には個人投資者の参加は予定していません。(個人投資者の参加については、将来的	
	にその必要性が生じてきた時点で、本制度を再検討することとします。なお、大口保有の個人	
	投資者については、DLPへのマーケットメイク玉の提供という趣旨に同意する場合は、本制度	
	上も受け入れ可とします。)	
	・ST 貸借取引は、取引当事者間における消費貸借契約に基づき行うものとし、取引制度の内容	
	は原則として日本証券業協会が「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」で定めるものに準	
	じるものとします。本制度は、契約自由の原則に則り取引当事者間で自由に消費貸借契約を締	
	結することを妨げるものではありませんが、START が取引所取引として標準化された市場で	
	あることから、できるだけ本制度に準拠して ST 貸借取引を実行して頂くことが望まれます。	
1. ST 貸借取引契約	・ST 貸借取引を開始するときは、あらかじめ取引相手方との間において、ST 貸借取引を実行	

項目	内容	備考
	するに最低限取り決めるべき事項を定めた基本契約書(以下、「基本契約書」といいます。)を	
	取り交わすものとします。	
	・個別の銘柄についての取引契約の締結から実行までのスケジュールや、貸借料、担保金の取	
	り扱い等の詳細は、ST 貸借取引に関する基本契約書に付随する契約等において定めるものとし	
	ます。	
2. ST 貸借取引対象銘柄	・原則として、START 取扱い銘柄である全 ST とします。ただし、市場の安定運営の理由など	
	から、一部銘柄について、ST 貸借取引の対象銘柄から除外する可能性があります。	
3. 契約の当事者	・START の取引参加者である第一種金融商品取引業者およびその顧客とします。なお、顧客に	
	ついては、以下の条件に合致する者とします。	
	① 貸出者:一定数量以上の ST を保有し、DLP に対して一定期間保有 ST を貸し出すこと	
	に合意する者。原則として法人顧客を想定しますが、大口保有の個人顧客についても同	
	様の条件に合意する者については当該顧客の取引参加者の判断として貸出者とすること	
	を妨げません。	
	② 借入者:START 市場の DLP。	
	・取引参加者の顧客同士の ST 貸借取引については、以下に記載のプロセスのように各顧客が	
	取引口座を開設する取引参加者との ST 貸借取引を挟んで行うものとします。	
	①(貸出者)顧客 A	
	(借入者)顧客 A が取引口座を開設する取引参加者	
	②(貸出者)顧客 A が取引口座を開設する取引参加者	
	(借入者) 顧客 B が取引口座を開設する取引参加者	

項目	内容	備考
	③(貸出者)顧客 B が取引口座を開設する取引参加者	
	(借入者) 顧客 B	
4. 個別取引契約の締結		
と実行		
(1) 新規取引	・当事者(貸出者と借入者)間で合意した日とします。	
(2) 返済取引	・借入者からの返済申し出による返済については、当該申し出があった日から起算して 3 営業	
	日目を返済日とします。	
	・貸出者からの返済要請に基づく返済については、当該返済要請があった日から起算して4営	
	業日目を返済日とします。	
	・上記は原則的なスケジュールであり、貸出者と借入者が合意したスケジュールによる返済を	
	妨げるものではありません。	
5. ST の引渡し方法	・新規取引、返済取引とも、ST 貸借対象となる ST のプラットフォームに移転内容を記録する	·受益証券発行信託 ST
	ことにより行います。	の受益権原簿も借入者
		名で記録されます。
6. 貸借料	・借入者は貸出者に貸借料を支払うものとします。	
	・貸借料率は、個別取引契約の締結時に貸出者、借入者の双方の合意によって決定するものと	
	します。	

項目	内容	備考
7. 担保金	・ST の貸付に伴う担保金の授受の要否および担保金率は、個別取引ごとに貸出者、借入者の双	
	方で合意するところによるものとします。	
	・担保金は有価証券等をもって代用することができるものとします。なお、代用有価証券等を	
	担保金に用いた場合の掛け目、値洗い等については、個別取引ごとに貸出者、借入者の双方で	
	合意するところによるものとします。	
	・担保金を現金で授受する場合の、当該担保金への付利の要否および利率は個別取引ごとに貸	
	出者、借入者の双方で合意するところによるものとします。	
8. 権利処理	・ST 貸借取引期間中に対象 ST に収益分配金または利子等が付与された場合は、借入者が貸出	
	者に対し、当該収益分配金または利子等の相当額を支払うものとします。	
	・ただし、貸出者および借入者の間で収益分配金または利子等の相当額の授受を不要とするこ	
	とを合意している場合にあっては、この限りではありません。	
9. 貸借残高の公表	・ST 貸借取引に係る貸借残高の公表については、①法的な要請も現段階では行われていないこ	
	と、②制度の導入の主目的である DLP のマーケットメイクによる取引の安定性に寄与するこ	
	とと貸借残高の公表が若干相容れない要素もあること、等から制度導入後の市場の状況を見て、	
	実施の要否を再検討することとする。	
10. 税務上の留意点	・ST 貸借取引においては、現段階においては、株券等貸借取引と異なり、賃借料や収益分配金	
	相当額の授受が消費税の課税対象取引と認定されることに留意が必要です。	